

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年9月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

國民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700091 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1700018 号

第1 結論

平成4年7月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年7月

私は、平成4年7月30日にA社B事業所を退職し、同年8月1日にC社に入社した。その後、同社の経理担当者から、同年7月について、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であると聞き、時期は覚えていないが、妻と一緒にD区役所へ行き、私の国民年金の加入手続と妻の国民年金の種別変更手続を行った。

請求期間の国民年金保険料の納付については、私は関与しておらず、妻に任せていた。妻によると、納付書が送付されてきたので、時期は覚えていないが、1万円程度の保険料を銀行で納付したことである。

請求期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納期間となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

E市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及び請求者の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳管理簿における記載内容から、請求者の国民年金の加入手続は平成5年5月ないし同年6月頃に行われたと推認され、当該加入手続時点において、請求者は、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、「納付書が送付されてきたので、時期は覚えていないが、1万円程度をF銀行G支店で納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、請求者に対し、平成5年7月5日に過年度納付書が発行されたことが確認できる上、請求者の妻が納付したとする金額は、当時の保険料の金額（9,700円）とおおむね一致しており、請求内容に不自然さはみられない。

さらに、請求期間は1か月と短期間である上、請求者と同時期に国民年金の種別変更手続を行っている請求者の妻は、オンライン記録において、当該期間の国民年金保険料は納付済みと

なっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。